



新型コロナウイルスワクチン(臨時)の「接種済証」について

1 新型コロナウイルスワクチン(臨時)を接種済であることの証明について

ワクチンを接種した方は、国内において、次のもので接種済であることを示すことができます。紛失しない様、大切に保管くださる様、お願いいたします。

- (1) 医療従事者等の場合は「新型コロナワクチン接種記録書」
- (2) クーポン台紙につく「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時）」
- (3) 追加接種(3回目・4回目)「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時接種）」



(注意) 海外渡航のための「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(ワクチンパスポート)」にはなりません

2 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時）の交付・再交付について

紛失等による場合は、申請により接種済証を再発行します。また、医療従事者等の方で、北秋田市が発行する接種済証が必要な方は、申請により交付します。

(1) 申請に必要な書類

【全ての方が必要な書類等】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済証（臨時）交付・再交付申請書
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し

【医療従事者等が接種記録書ではなく、接種済証が必要な場合】

- 新型コロナワクチン接種記録書の写し

【代理人の申請の場合】

- 委任状（委任する方が自署してください）
- 代理人の本人確認書類

【交付された接種済証を北秋田市医療健康課窓口で受け取らず郵送で受け取りの方】

- 申請者の宛先を記載し、郵送に必要な切手を貼った返信用封筒
(接種済証はA4用紙1枚です。長3封筒の場合は84円切手が必要です)

(2) 申請方法（電話やファックスでの申請はできません）

【医療健康課窓口での申請】

北秋田市宮前町9-69 北秋田市保健センターまでお越しください。
受付：平日8：30-17：00（土日祝日、時間外は受付できません）

【郵送で申請する場合の送付先】

〒018-3315 北秋田市宮前町9-69 北秋田市医療健康課 宛て

(裏もあります)

(3) 交付・再交付にかかる発行手数料

交付にかかる手数料は無料です。

但し、郵送申請、郵送で接種済証を受け取る場合の郵送料は申請する方がご負担ください。

(4) 交付の手順

- ・申請を受理後、VRS（ワクチン接種管理システム）で接種の事実を確認し、接種年月日、ワクチンメーカー、ロット番号、接種場所等を記載し交付します。

(5) 注意事項

- ① 医療従事者等の方が接種記録書を紛失した場合は、接種記録書の様式ではなく、接種済証の様式で交付します。
- ② 即日発行はできません。
申請書類に不足、不備がある場合や、VRSで接種が確認できない場合は、時間を要する場合があります。
(職域接種等により県外等で接種を受けた方の再交付は2～3か月を要する場合があります)
- ③ ワクチン接種の記録は、接種をした日の住民票所在地に記録されています。
次のような場合は、申請先にご注意ください。

	例	申請先
1	北秋田市の接種施設で医療従事者等の優先接種をした、北秋田市外の医療従事者等	接種日の住民票所在地の市区町村
2	北秋田市のクーポン券で、北秋田市外の接種施設で接種した方 (大規模接種会場、職域接種会場)	北秋田市
3	北秋田市のクーポン券で接種し、その後、他市区町村へ転出した方	北秋田市
4	他市区町村のクーポン券で接種し、その後、北秋田市へ転入した方	接種日の住民票所在地の市区町村
5	1回目を北秋田市のクーポン券で接種し、その後、他市区町村に転出し、 2回目の接種を行った方	1回目の分は北秋田市 2回目の分は他市区町村

【問い合わせ】



北秋田市役所健康福祉部医療健康課
(北秋田市保健センター)

〒018-3315

秋田県北秋田市宮前町9-69

TEL 0186-62-6666

FAX 0186-62-6667